2019 年 11 月

KEIBUN 調査研究レポート

滋賀県における外国人雇用の現状について

はじめに

急速に進む少子高齢化と人口減少という新たな社会的局面に直面しているわが国において、労働力人口の減少による人手不足は喫緊の課題となっている。その解決策の一つとして、2019 年 4 月に施行された「改正出入国管理法」により、単純労働を含む外国人労働者の受け入れ拡大が始まった。このような状況を受け、本レポートでは、滋賀県の外国人雇用の現状について、全国の動向も踏まえながら概観する。

※なお、すべての事業主は外国人労働者の雇用について厚生労働大臣（ハローワーク）への届出が義務付けられている（特別永住者、「外交」「公用」の在留資格者を除く）。本レポートは特に注釈のない限り、「外国人雇用状況の届出状況」（厚生労働省）のデータに基づき作成する。

※本レポートとテーマが関連する調査として、当社が実施した「滋賀県内企業動向調査」（2019 年 7-9 月期）がある。本調査では県内企業を対象に「特別項目：外国人雇用について」のアンケートを行い、結果を当社 HP で公表している。
https://www.keibun.co.jp/categories_reports/corporatetrends-survey

１．外国人雇用事業所と外国人労働者

（１）全国の外国人雇用事業所数および外国人労働者数

2018 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は、全国で 21 万 6,348 カ所、外国人労働者数は 146 万 463 人であった。ともに 07 年に届出が義務化されて以降、過去最多となった。10 年前の 08 年と比較すると、事業所数は 2.8 倍に、労働者数は 3 倍になった［図表１・２］。

また、在留外国人[1]に占める外国人労働者の割合も大きく増加している。18 年 12 月現在のわが国の在留外国人数は 273 万 1,093 人で過去最多、うち外国人労働者の割合は 53.5%で過去最高となった［図表２］。

なお、外国人労働者が増加した要因として、厚生労働省は①政府が推進する高度外国人材や留学生の受け入れが進んでいる、②雇用情勢の改善により永住者や日本人の配偶者などの在留資格者の就労が進んでいる、③技能実習制度の活用により技能実習生の受け入れが進んでいることを挙げている。

図表１　外国人雇用事業所数の推移（全国）

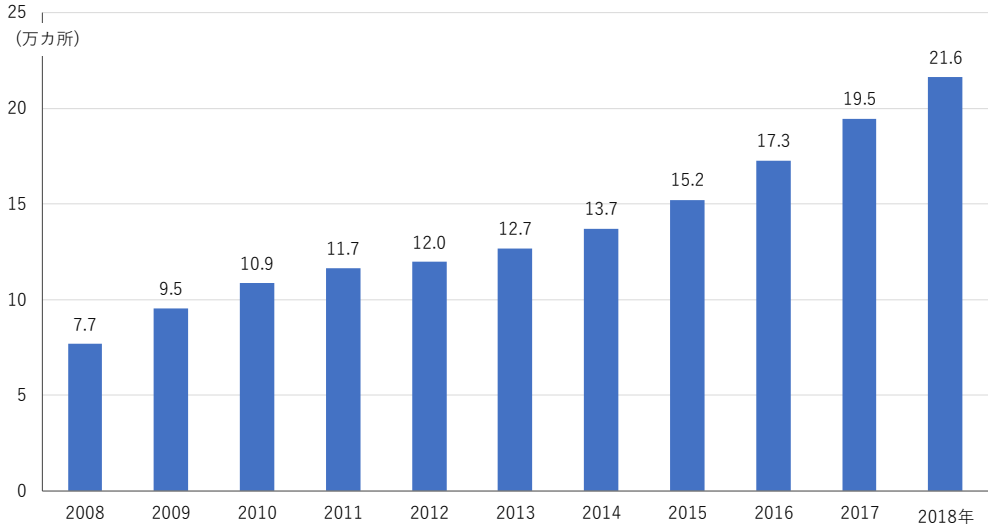

図表２　在留外国人数と外国人労働者数の推移（全国）

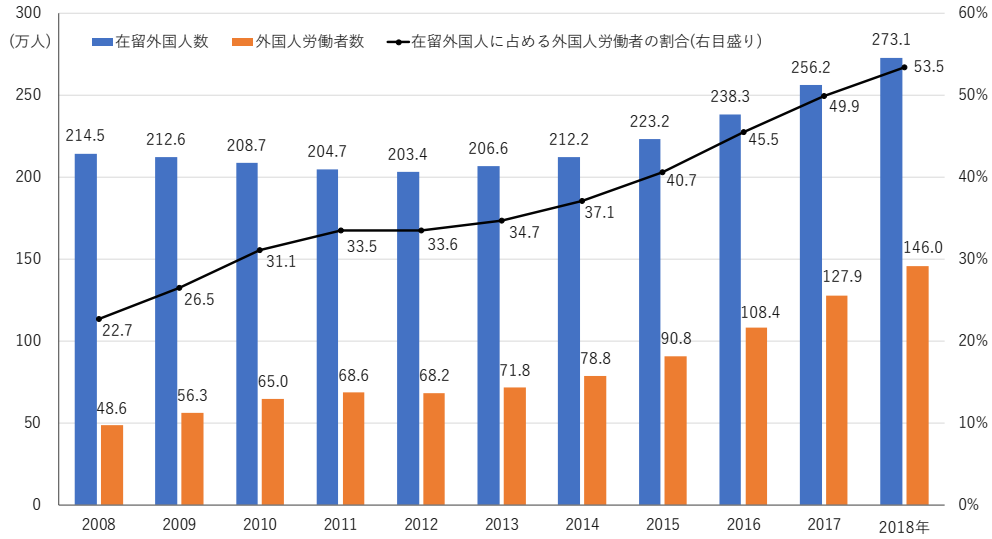

資料：法務省「在留外国人統計」、厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

[1] 在留外国人：出入国管理および難民認定法上の在留資格を持って日本に在留する外国人のうち、中長期在留者および特別永住者（短期在留や「外交」「公用」の在留資格者などを除く）。図表は「在留外国人統計」（法務省）より作成。

（２）滋賀県の外国人雇用事業所数および外国人労働者数

2018 年 10 月末現在、外国人雇用事業所数は 1,855 カ所、外国人労働者数は 17,238 人で、ともに過去最多となった。事業所数は 9 年前の 09 年と比較[1]すると 893 カ所増加して 1.9 倍に、労働者数は 10 年前の 08 年と比較すると 9,915 人増加し、2.4 倍になった［図表３・４］。

また、在留外国人に占める外国人労働者の割合をみると、18 年末現在の滋賀の在留外国人数は 30,115 人。うち外国人労働者の割合は 57.2%で過去最高となった。なお、08 年をピークに在留外国人数は一度大きく減少しているが、これは 08 年 9 月のリーマンショック後の経済不況により、ブラジルの日系三世までの定住者が大量に帰国したためである。国籍、在留資格による分析は後述する［図表４］。

図表３　外国人雇用事業所数の推移（滋賀県）

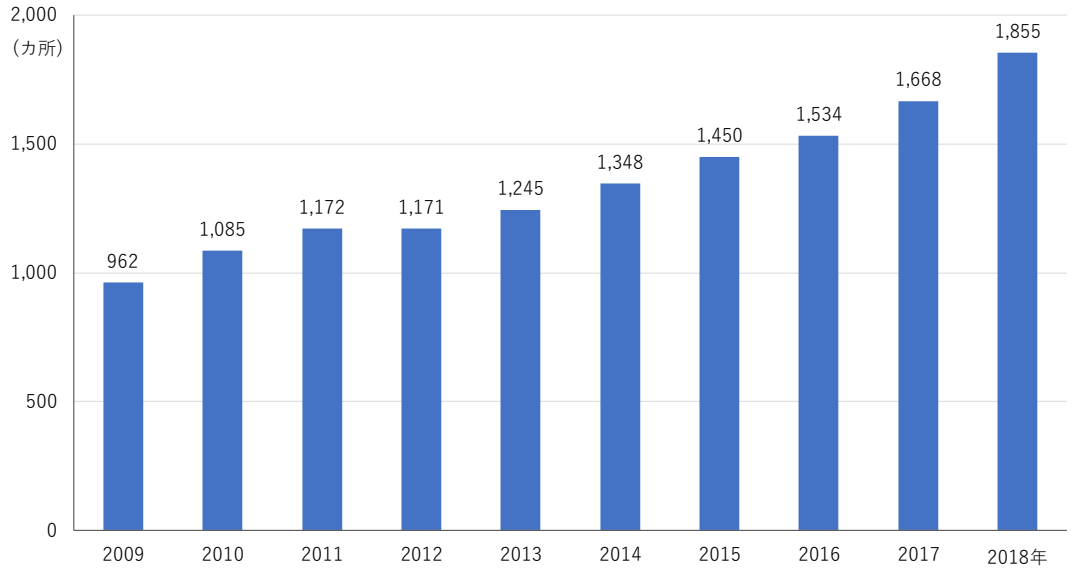

図表４　在留外国人数と外国人労働者数の推移（滋賀県）

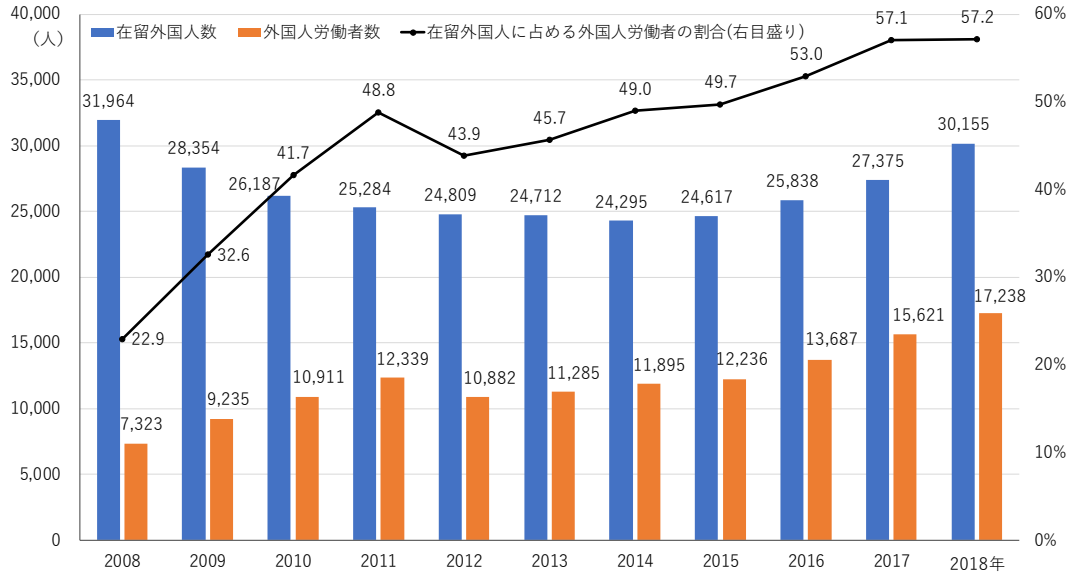

資料：法務省「在留外国人統計」、厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

[1] 10 年前の 08 年データを滋賀労働局に問い合わせたところ、08 年は非公表との回答であったため、09 年と比較した（全国データは厚生労働省により公表されている）。なお、外国人労働者数は厚生労働省より公表されている都道府県別データを使用した。

２．滋賀県の産業別の傾向

（１）外国人雇用事業所

外国人雇用事業所を産業別でみると、滋賀県は「製造業」が 802 カ所で最も多く、全体の 43.2%を占めた。次いで、「サービス業」（249 カ所、13.4%）、「卸売業、小売業」（172 カ所、9.3%）となった。全国も「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」となった[1]。比較すると、滋賀は「製造業」の割合が全国の２倍と高い一方、「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」の割合は低い［図表５］。

図表５　産業別：外国人雇用事業所数と割合［2018 年］（滋賀県／全国）

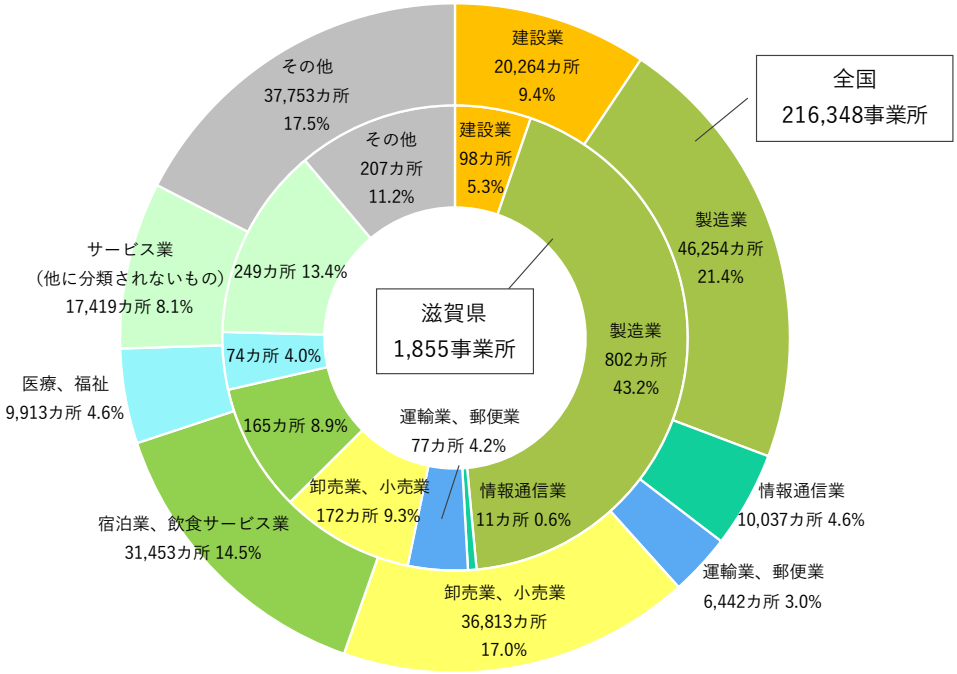

[1] 「その他」は全 20 業種のうち割合が低い 12 業種をまとめたもののため、順位には組み入れていない。

滋賀県の外国人雇用事業所数の直近の変化をみるため、5 年前の 13 年と比較すると、全体では 610 カ所増加し、増加率は＋49.0%であった。産業別でみると、増加数が多いのは「製造業」（＋181 カ所）、「サービス業」（＋91 カ所）、「卸売業、小売業」（＋85 カ所）。「製造業」は、数は最も増加したものの、全体に対する構成比は 49.9%から 43.2%へ 6.6 ポイント減少した。一方、「建設業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」は増加率が高く、5 年間で約 2 倍になるとともに、構成比も増加した［図表 6］。

図表 6　産業別：外国人雇用事業所数・構成比の比較［2018-2013 年］（滋賀県）

	2018年		2013年		2018-2013		
	（カ所）	構成比（%）	（カ所）	構成比（%）	増加数（カ所）	増加率（%）	構成比の差（ﾎﾟｲﾝﾄ）
農業、林業	33	1.8	24	1.9	9	37.5	▲ 0.1
漁業	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.1	1	0.1	1	100.0	0.0
建設業	98	5.3	47	3.8	51	108.5	1.5
製造業	802	43.2	621	49.9	181	29.1	▲ 6.6
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	11	0.6	10	0.8	1	10.0	▲ 0.2
運輸業、郵便業	77	4.2	37	3.0	40	108.1	1.2
卸売業、小売業	172	9.3	87	7.0	85	97.7	2.3
金融業、保険業	7	0.4	6	0.5	1	16.7	▲ 0.1
不動産業、物品賃貸業	8	0.4	4	0.3	4	100.0	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	32	1.7	19	1.5	13	68.4	0.2
宿泊業、飲食サービス業	165	8.9	101	8.1	64	63.4	0.8
生活関連サービス業、娯楽業	39	2.1	23	1.8	16	69.6	0.3
教育、学習支援業	29	1.6	25	2.0	4	16.0	▲ 0.4
医療、福祉	74	4.0	39	3.1	35	89.7	0.9
複合サービス事業	18	1.0	14	1.1	4	28.6	▲ 0.2
サービス業（他に分類されないもの）	249	13.4	158	12.7	91	57.6	0.7
公務（他に分類されるものを除く）	28	1.5	23	1.8	5	21.7	▲ 0.3
分類不能の産業	11	0.6	6	0.5	5	83.3	0.1
計	1,855	100.0	1,245	100.0	610	49.0	—

（２）外国人労働者

外国人労働者数を産業別でみると、滋賀県は「製造業」が 10,164 人で最も多く、全体の 59.0%を占めた。次いで多い「サービス業」（3,499 人、20.3%）との２業種で全体の８割（79.3%）を占めている。全国も製造業が最も多いものの割合は 29.7%と滋賀の半分で、次いで「サービス業」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」と、さまざまな業種に広がっている[1]［図表７］。

図表７　産業別：外国人労働者数と割合［2018 年］（滋賀県／全国）

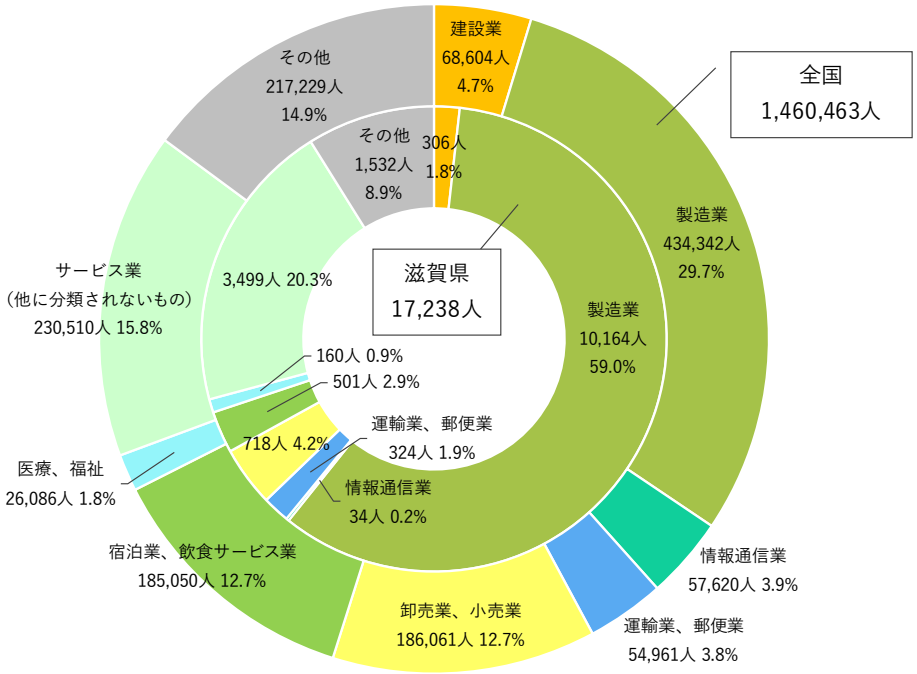

なお、１外国人雇用事業所当たりの外国人労働者数は、全体では 9.3 人。業種別では、「サービス業（他に分類されないもの）」が 14.1 人で最も多く、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」（13.3 人）、「製造業」（12.7 人）であった［図表８］。

図表８　産業別：１外国人雇用事業所当たり外国人労働者数［2018 年］（滋賀県）

	外国人雇用事業所数（カ所）	外国人労働者数（人）	１事業所当たり外国人労働者数（人）		外国人雇用事業所数（カ所）	外国人労働者数（人）	１事業所当たり外国人労働者数（人）
農業、林業	33	87	2.6	不動産業、物品賃貸業	8	43	5.4
漁業	—	—	—	学術研究、専門・技術サービス業	32	426	13.3
鉱業、採石業、砂利採取業	2	6	3.0	宿泊業、飲食サービス業	165	501	3.0
建設業	98	306	3.1	生活関連サービス業、娯楽業	39	149	3.8
製造業	802	10,164	12.7	教育、学習支援業	29	232	8.0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	医療、福祉	74	160	2.2
情報通信業	11	34	3.1	複合サービス事業	18	49	2.7
運輸業、郵便業	77	324	4.2	サービス業（他に分類されないもの）	249	3,499	14.1
卸売業、小売業	172	718	4.2	公務（他に分類されるものを除く）	28	307	11.0
金融業、保険業	7	12	1.7	分類不能の産業	11	221	20.1
				計	1,855	17,238	9.3

[1] 「その他」は全 20 業種のうち割合が低い 12 業種をまとめたもののため、順位には組み入れていない。

滋賀県の外国人労働者数の直近５年の変化をみると、全体では 5,953 人増加し、増加率は＋52.8％となった。産業別でみると、増加数が多いのは「製造業」（＋2,890 人）、「サービス業」（＋1,574 人）、「卸売業、小売業」（＋439 人）、「学術研究、専門・技術サービス業」（＋335 人）となった［図表９］。

製造業は最も増加したものの、全体に対する構成比は 64.5％から 59.0％へ 5.5 ポイント減少。一方、「サービス業」は構成比が 3.2 ポイント増加し、「学術研究、専門・技術サービス業」と「卸売業、小売業」の労働者数はそれぞれ 4.7 倍、2.6 倍になるとともに、構成比も増加した。

図表９　産業別：外国人労働者数・構成比の比較［2018-2013 年］（滋賀県）

	2018年		2013年		2018-2013		
	（人）	構成比(％)	（人）	構成比（％）	増加数（人）	増加率（％）	構成比の差（ﾎﾟｲﾝﾄ）
農業、林業	87	0.5	67	0.6	20	29.9	▲0.1
漁業	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	6	0.0	1	0.0	5	500.0	0.0
建設業	306	1.8	203	1.8	103	50.7	▲0.0
製造業	10,164	59.0	7,274	64.5	2,890	39.7	▲5.5
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	34	0.2	19	0.2	15	78.9	0.0
運輸業、郵便業	324	1.9	243	2.2	81	33.3	▲0.3
卸売業、小売業	718	4.2	279	2.5	439	157.3	1.7
金融業、保険業	12	0.1	6	0.1	6	100.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	43	0.2	16	0.1	27	168.8	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	426	2.5	91	0.8	335	368.1	1.7
宿泊業、飲食サービス業	501	2.9	320	2.8	181	56.6	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	149	0.9	133	1.2	16	12.0	▲0.3
教育、学習支援業	232	1.3	150	1.3	82	54.7	0.0
医療、福祉	160	0.9	70	0.6	90	128.6	0.3
複合サービス事業	49	0.3	21	0.2	28	133.3	0.1
サービス業（他に分類されないもの）	3,499	20.3	1,925	17.1	1,574	81.8	3.2
公務（他に分類されるものを除く）	307	1.8	242	2.1	65	26.9	▲0.4
分類不能の産業	221	1.3	225	2.0	▲4	▲1.8	▲0.7
計	17,238	100.0	11,285	100.0	5,953	52.8	0.0

（3）事業所数および従業者数の全体に占める割合

滋賀県全体の民営事業所およびその従業者[1]に対して、外国人雇用事業所および外国人労働者はそれぞれどの程度の割合を占めているのだろうか。

全事業所に占める外国人雇用事業所の割合は、全産業（公務、分類不能の産業を除く）では3.3%を占め、産業別では「製造業」が14.3%で最も高い。次いで「鉱業、採石業、砂利採取業」(13.3%)、「農業、林業」(9.3%）と続くが、これらは外国人を雇用している事業所数が少ない。構成比が高い「サービス業（他に分類されるものを除く)」は4.7%を占め、全産業平均を上回った［図表10］。

全従業者に占める外国人労働者の割合は、全産業（公務、分類不能の産業を除く）では2.8%を占め、産業別では「サービス業（他に分類されないもの)」が7.6%で最も高い。次いで「製造業」(6.2%)、「鉱業、採石業、砂利採取業」(6.0%）となった。

図表10　産業別：民営事業所、従業者に占める外国人雇用事業所、外国人労働者の割合（滋賀県）

	事業所			従業者数		
	民営事業所数（カ所）(2016年)	外国人雇用事業所数(カ所)(2018年)	全民営事業所に占める割合(%)	従業者数(人)(2016年)	外国人労働者数(人)(2018年)	全従業者に占める割合(%)
農業、林業	356	33	9.3	4,532	87	1.9
漁業	28	—	—	318	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	15	2	13.3	100	6	6.0
建設業	5,913	98	1.7	31,636	306	1.0
製造業	5,604	802	14.3	163,562	10,164	6.2
電気・ガス・熱供給・水道業	41	—	—	797	—	—
情報通信業	357	11	3.1	3,773	34	0.9
運輸業、郵便業	1,345	77	5.7	29,131	324	1.1
卸売業、小売業	13,178	172	1.3	109,771	718	0.7
金融業、保険業	773	7	0.9	12,273	12	0.1
不動産業、物品賃貸業	3,125	8	0.3	11,728	43	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	2,054	32	1.6	13,607	426	3.1
宿泊業、飲食サービス業	5,894	165	2.8	54,156	501	0.9
生活関連サービス業、娯楽業	4,575	39	0.9	24,072	149	0.6
教育、学習支援業	1,987	29	1.5	21,108	232	1.1
医療、福祉	4,342	74	1.7	70,410	160	0.2
複合サービス事業	394	18	4.6	5,846	49	0.8
サービス業（他に分類されないもの）	5,280	249	4.7	45,769	3,499	7.6
公務（他に分類されるものを除く）	—	28	—	—	307	—
分類不能の産業	—	11	—	—	221	—
計（公務、分類不能の産業を除く）	55,262	1,816	3.3	602,600	16,710	2.8
全産業計	—	1,855	—	—	17,238	—

資料：総務省「経済センサス 活動調査（2016年)」、厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

[1] 事業所数、従業者とも「民営」データのため、図表10の「計」は「公務」「分類不能の産業」を除いたデータを採用した。

（４）派遣・請負の事業所と労働者

外国人雇用の形態として、事業所が直接、外国人労働者を雇用する場合と、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に外国人労働者が就労し、派遣・請負労働を行う場合がある。

滋賀県における外国人雇用事業所 1,855 カ所のうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 432 カ所で、割合は 23.3%である。これは全国平均（8.3%）を大きく上回って全国 1 位であり、次いで高いのは静岡県（18.8%）、栃木県（13.8%）となっている［図表 11］。

産業別にみると、「サービス業」（66.7%）が最も高く、数は 166 カ所で 2 番目に多い。次いで、「情報通信業」（54.5%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（46.9%）と続く。事業所数が最も多いのは「製造業」（167 カ所）［図表 12］。

また、外国人労働者 17,238 人のうち、派遣・請負を行っている事業所に就労している労働者は 8,063 人で、割合は 46.8%とほぼ半数を占めた。こちらも全国平均（21.2%）を大きく上回って全国 1 位であり、次いで静岡県（46.6%）、群馬県（39.9%）となっている［図表 11］。

産業別にみると、「サービス業」（88.9%）が最も高く、数は 3,109 人で 2 番目に多い。次いで、「学術研究、専門・技術サービス業」（79.8%）、「分類不能の産業」（73.8%）、「情報通信業」（52.9%）と続く。人数が多いのは「製造業」（4,105 人）［図表 12］。

（図表は次ページ以降に掲載）

図表 11　都道府県別：外国人雇用事業所数および外国人労働者数

	外国人雇用事業所数(カ所)				外国人労働者数(人)		
		うち派遣・請負事業所数(カ所)	割合(%)			うち派遣・請負労働者数(人)	割合(%)
1 滋賀	1,855	432	23.3	1 滋賀	17,238	8,063	46.8
2 静岡	6,869	1,288	18.8	2 静岡	57,353	26,720	46.6
3 栃木	2,838	392	13.8	3 群馬	34,526	13,775	39.9
4 愛媛	1,515	200	13.2	4 栃木	24,016	8,965	37.3
5 三重	3,336	433	13.0	5 三重	27,464	10,031	36.5
6 群馬	3,887	503	12.9	6 福井	8,651	2,890	33.4
7 愛知	17,437	2,241	12.9	7 山梨	6,910	2,255	32.6
8 石川	1,518	194	12.8	8 岐阜	31,279	9,966	31.9
9 福島	1,544	159	10.3	9 愛知	151,669	46,960	31.0
10 山梨	1,184	113	9.5	10 島根	4,297	1,257	29.3
11 神奈川	13,924	1,237	8.9	11 石川	9,795	2,585	26.4
12 東京	58,878	4,716	8.0	12 長野	17,923	3,738	20.9
13 岐阜	3,864	306	7.9	13 富山	10,334	2,078	20.1
14 広島	4,387	344	7.8	14 埼玉	65,290	13,083	20.0
15 山口	1,281	100	7.8	15 茨城	35,062	6,899	19.7
16 埼玉	10,345	748	7.2	16 神奈川	79,223	15,353	19.4
17 茨城	5,857	416	7.1	17 東京	438,775	80,438	18.3
18 富山	1,751	121	6.9	18 福岡	46,273	7,948	17.2
19 香川	1,467	100	6.8	19 大阪	90,072	14,573	16.2
20 福岡	7,625	517	6.8	20 福島	8,130	1,221	15.0
21 沖縄	1,591	107	6.7	21 愛媛	8,376	1,241	14.8
22 長野	3,445	228	6.6	22 兵庫	34,516	5,106	14.8
23 京都	3,206	211	6.6	23 沖縄	8,138	1,132	13.9
24 兵庫	6,277	411	6.5	24 千葉	54,492	7,579	13.9
25 山形	862	55	6.4	25 奈良	4,116	489	11.9
26 新潟	1,806	113	6.3	26 広島	31,851	3,610	11.3
27 宮城	1,880	113	6.0	27 京都	17,436	1,940	11.1
28 和歌山	616	37	6.0	28 新潟	8,918	926	10.4
29 福井	1,249	72	5.8	29 山口	7,723	787	10.2
30 千葉	8,865	482	5.4	30 岡山	16,297	1,621	9.9
31 大分	1,144	62	5.4	31 香川	8,703	830	9.5
32 岩手	808	43	5.3	32 大分	6,254	562	9.0
33 鹿児島	1,393	73	5.2	33 佐賀	5,258	461	8.8
34 徳島	934	47	5.0	34 山形	3,754	320	8.5
35 長崎	1,174	58	4.9	35 宮城	11,001	909	8.3
36 高知	725	35	4.8	36 高知	2,592	186	7.2
37 大阪	15,137	726	4.8	37 和歌山	2,395	171	7.1
38 熊本	2,438	93	3.8	38 鹿児島	6,862	464	6.8
39 北海道	4,342	160	3.7	39 熊本	10,155	667	6.6
40 岡山	2,296	77	3.4	40 長崎	5,433	274	5.0
41 島根	636	19	3.0	41 徳島	4,389	221	5.0
42 鳥取	608	18	3.0	42 岩手	4,509	201	4.5
43 佐賀	746	22	2.9	43 北海道	21,026	796	3.8
44 奈良	897	24	2.7	44 鳥取	2,755	67	2.4
45 青森	620	12	1.9	45 宮崎	4,144	77	1.9
46 宮崎	860	14	1.6	46 青森	3,137	26	0.8
47 秋田	431	4	0.9	47 秋田	1,953	9	0.5
全国計	216,348	17,876	8.3	全国計	1,460,463	309,470	21.2

図表 12　産業別：外国人雇用における派遣・請負事業所および派遣・請負動労者（滋賀県）

	外国人雇用事業所数			外国人労働者数		
	（カ所）	うち派遣・請負事業所数	割合(%)	（人）	うち派遣・請負労働者	割合(%)
農業、林業	33	5	15.2	87	13	14.9
漁業	0	0	-	0	0	―
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0	0.0	6	0	0.0
建設業	98	14	14.3	306	30	9.8
製造業	802	167	20.8	10,164	4,105	40.4
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	-	0	0	―
情報通信業	11	6	54.5	34	18	52.9
運輸業、郵便業	77	12	15.6	324	35	10.8
卸売業、小売業	172	14	8.1	718	44	6.1
金融業、保険業	7	2	28.6	12	4	33.3
不動産業、物品賃貸業	8	0	0.0	43	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	32	15	46.9	426	340	79.8
宿泊業、飲食サービス業	165	6	3.6	501	24	4.8
生活関連サービス業、娯楽業	39	1	2.6	149	1	0.7
教育、学習支援業	29	4	13.8	232	40	17.2
医療、福祉	74	7	9.5	160	23	14.4
複合サービス事業	18	4	22.2	49	10	20.4
サービス業（他に分類されないもの）	249	166	66.7	3,499	3,109	88.9
公務（他に分類されるものを除く）	28	5	17.9	307	104	33.9
分類不能の産業	11	4	36.4	221	163	73.8
計	1,855	432	23.3	17,238	8,063	46.8

３．滋賀県の外国人労働者の属性

（１）国籍

滋賀県における外国人労働者の国籍をみると、「ブラジル」（6,324 人）が全体の 36.7%を占めて最も多く、次いで「中国（香港等を含む）」（3,213 人、18.6%）、「ベトナム」（2,276 人、13.2%）となった。全国は、「中国」（26.6%）、「ベトナム」（21.7%）、「その他」（11.7%）の順に多い。比較すると、滋賀は全国に比べてブラジルの割合が突出して高く、中国、ベトナムは低い［図表 13］。

図表 13　国籍別外国人労働者数とその割合［2018 年］（滋賀県／全国）

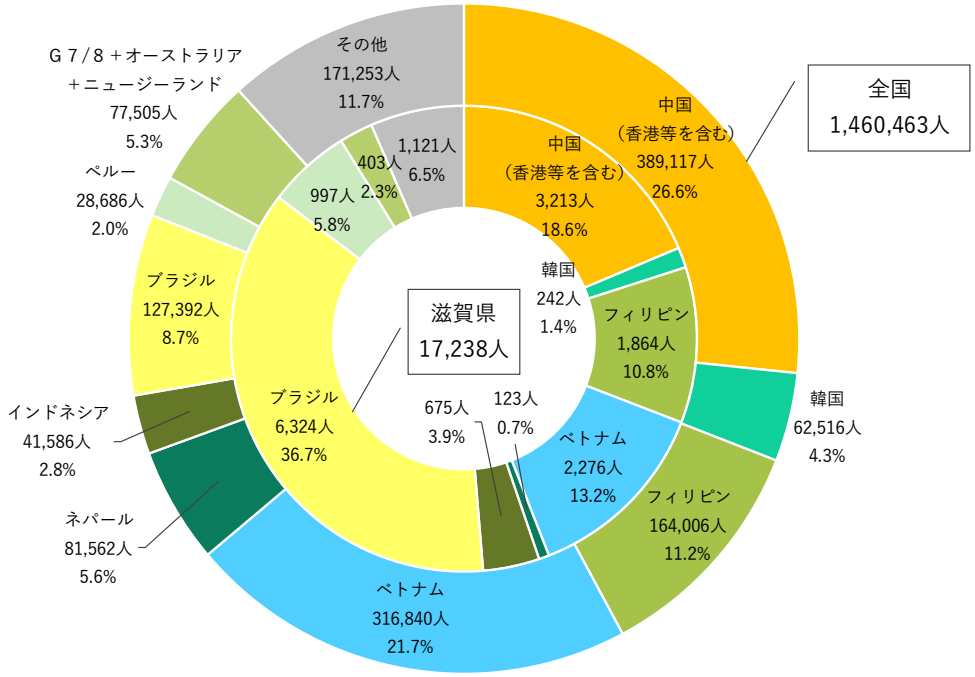

滋賀県の直近 5 年の変化をみると、増加数、増加率ともに最も高いのはベトナムで、2,018 人増加し、8.8 倍（＋782.2%）となった［図表 14］。特に最近 2 年の 17 年、18 年の伸びが大きい［図表 15］。全体に対する構成比も 2.3%から 13.2%と 10.9 ポイント増加した。一方、ベトナムよりも労働者数が多いブラジル、中国の増加率は全体平均を下回り、構成比も 5 年間で低下した（それぞれ－9.1 ポイント、－5.7 ポイント）。

ちなみにベトナムは全国的にも増加が著しい。5 年間で 3 万 7,537 人から 31 万 6,840 人と約 8 倍になり、構成比では 5.2%から 21.7%へ 16.5 ポイント増加した。人数、構成比とも近年の急増ぶりは顕著である。

図表 14　国籍別：外国人労働者数・構成比の比較［2018-2013 年］（滋賀県）

		2018年		2013年		2018-2013		
		（人）	構成比（%）	（人）	構成比（%）	増加数（人）	増加率（%）	構成比の差(ﾎﾟｲﾝﾄ)
1	ブラジル	6,324	36.7	5,168	45.8	1,156	22.4	▲ 9.1
2	中国（香港等を含む）	3,213	18.6	2,743	24.3	470	17.1	▲ 5.7
3	ベトナム	2,276	13.2	258	2.3	2,018	782.2	10.9
4	フィリピン	1,864	10.8	1,098	9.7	766	69.8	1.1
5	その他	1,121	6.5	693	6.1	428	61.8	0.4
6	ペルー	997	5.8	872	7.7	125	14.3	▲ 1.9
7	インドネシア	675	3.9	―	―	―	―	―
8	G7/8＋ｵｰｽﾄﾗﾘｱ＋ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	403	2.3	309	2.7	94	30.4	▲ 0.4
9	韓国	242	1.4	144	1.3	98	68.1	0.1
10	ネパール	123	0.7	―	―	―	―	―
計		17,238	100.0	11,285	100.0		52.8	―

※2013 年集計ではインドネシア、ネパールの個別データは公表されていない

図表 15　主な国籍別の外国人労働者数の推移（滋賀県）

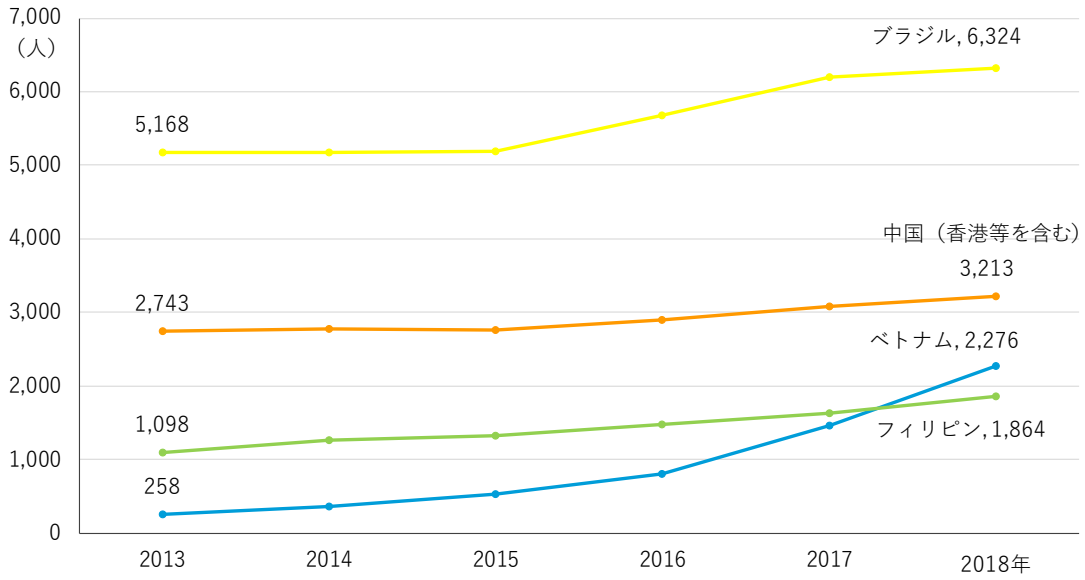

（2）在留資格

これまで、わが国における外国人労働者の在留資格は大きく五つに分類されていたが、19 年 4 月、人手不足が深刻な介護や外食業など 14 分野を対象に外国人の単純労働を認める新たな在留資格「特定技能」が新設された［図表 16］。

図表 16　日本における外国人労働者の在留資格

既存	①専門的・技術的分野の在留資格 教授、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、技能など	④資格外活動 学生のアルバイト等、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1 週 28 時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が可能
	②特定活動 経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護士、・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者など	⑤身分に基づく在留資格 永住者、日本人の配偶者等、定住者（主に日系人） ※在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能
	③技能実習 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的	
新設	特定技能（2019 年 4 月より） 特定産業分野として定められた 14 分野を対象に受け入れる新たな在留資格。試験等により、相当程度の日本語能力、技能水準を必要とし、「特定技能 1 号」と熟練技術者の「特定技能 2 号」の 2 種類がある。技能実習生や留学生ではない外国人労働者が専門職以外の単純な仕事に就くことが可能になった。	

※厚生労働省資料等により作成

滋賀県における外国人労働者の在留資格をみると、「身分に基づく在留資格」（10,310 人）が全体の 59.8%を占めて最も多く、次いで「技能実習」（4,071 人、23.6%）、「専門的・技術的分野の在留資格」（1,780 人、10.3%）となった。全国は、「身分に基づく在留資格」（33.9%）、「資格外活動」（23.5%）、「技能実習」（21.1%）の順に多くなった。比較すると、滋賀は「身分に基づく在留資格」の割合が高く、静岡県（61.5%）に次いで全国 2 位である。［図表 17］。

図表 17　在留資格別：外国人労働者数とその割合［2018 年］（滋賀県／全国）

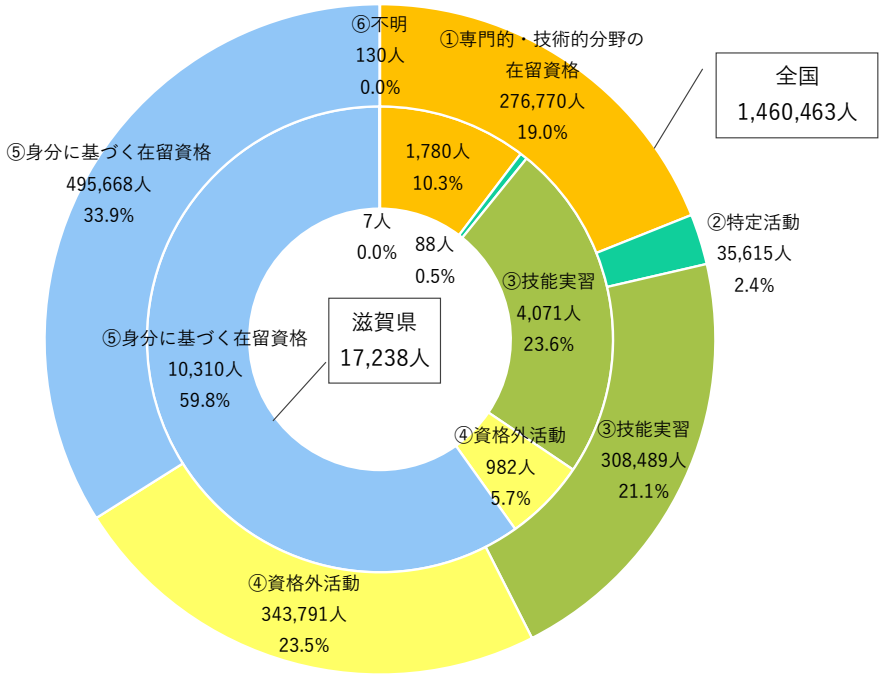

滋賀県の直近 5 年の変化をみると、増加数が最も多いのは「身分に基づく在留資格」（＋2,198 人）、次いで「技能実習」（＋2,049 人）、「専門的・技術的分野の在留資格」（＋1,137 人）となった。しかし「身分に基づく在留資格」の増加率は＋27.1%と低く、全体に対する構成比も 12.1 ポイント低下した。一方、増加率が高いのは「専門的・技術的分野の在留資格」（＋176.8%）で、構成比は 4.6 ポイント増加。次いで「技能実習」（＋101.3%）も構成比が 5.7 ポイント増加した［図表 18］。

図表 18　在留資格別：外国人労働者数・構成比の比較［2018-2013 年］（滋賀県）

	2018年		2013年		2018-2013		
	（人）	構成比（%）	（人）	構成比（%）	増加数（人）	増加率（%）	構成比の差(ﾎﾟｲﾝﾄ)
①専門的・技術的分野の在留資格	1,780	10.3	643	5.7	1,137	176.8	4.6
②特定活動	88	0.5	38	0.3	50	131.6	0.2
③技能実習	4,071	23.6	2,022	17.9	2,049	101.3	5.7
④資格外活動	982	5.7	470	4.2	512	108.9	1.5
⑤身分に基づく在留資格	10,310	59.8	8,112	71.9	2,198	27.1	▲ 12.1
⑥不明	7	0.0	0	0.0	7	―	0.0
計	17,238	100.0	11,285	100.0	5,953	52.8	―

（3）国籍ごとの在留資格

外国人労働者の国籍ごとに、在留資格別の人数・構成比を比較すると、韓国、フィリピン、ブラジル、ペルーは「身分に基づく在留資格」が最も多く、特にブラジルとペルーはほぼ 100%を占めた。中国やベトナム、インドネシアは「技能実習」が最も多い［図表 19］。

近年、増加が著しいベトナムについて、過去 5 年間（2013 年-2018 年）の変化みたところ、増加した 2,018 人の 55.4%に当たる 1,117 人が技能実習の資格であった。

図表 19　国籍別・在留資格別：外国人労働者数・構成比［2018 年］（滋賀県）

単位：人、%

	総　数	①専門的・技術的分野の在留資格	②特定活動	③技能実習	④資格外活動	⑤身分に基づく在留資格	⑥不明
中国（香港等を含む）	3,213	487	24	1,618	368	714	2
	100.0	15.2	0.7	50.4	11.5	22.2	0.1
韓国	242	53	10	5	30	144	0
	100.0	21.9	4.1	2.1	12.4	59.5	0.0
フィリピン	1,864	71	10	342	9	1,431	1
	100.0	3.8	0.5	18.3	0.5	76.8	0.1
ベトナム	2,276	639	5	1,287	282	63	0
	100.0	28.1	0.2	56.5	12.4	2.8	0.0
ネパール	123	25	1	0	74	23	0
	100.0	20.3	0.8	0.0	60.2	18.7	0.0
インドネシア	675	15	5	594	23	38	0
	100.0	2.2	0.7	88.0	3.4	5.6	0.0
ブラジル	6,324	13	1	4	0	6,305	1
	100.0	0.2	0.0	0.1	0.0	99.7	0.0
ペルー	997	0	0	4	1	992	0
	100.0	0.0	0.0	0.4	0.1	99.5	0.0
G7/8＋ｵｰｽﾄﾗﾘｱ＋ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	403	293	7	0	10	93	0
	100.0	72.7	1.7	0.0	2.5	23.1	0.0
その他	1,121	184	25	217	185	507	3
	100.0	16.4	2.2	19.4	16.5	45.2	0.3
計	17,238	1,780	88	4,071	982	10,310	7
	100.0	10.3	0.5	23.6	5.7	59.8	0.0

※黄色＝最も高い値、薄い黄色＝次いで高い値（20%以上）

４．滋賀県の外国人雇用の特徴についてまとめ

（１）外国人雇用事業所

・外国人雇用事業所数は 1,855 カ所で過去最高。

・産業別でみると、「製造業」（802 カ所、43.2%）が最も多く、割合は全国の２倍。直近５年で増加数が最も多いのは「製造業」だが、構成比は減少。「建設業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」は増加率が高く、数、構成比ともに増加。

・外国人雇用事業所に占める派遣・請負事業を行っている事業所の割合は 23.3%で、全国１位。割合が高いのは「サービス業」「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業」、事業所数が多いのは「製造業」「サービス業」。

（２）外国人労働者

・外国人労働者数は 17,238 人で過去最多。在留外国人に占める外国人労働者の割合は 57.2%で過去最高。

・産業別でみると、「製造業」（10,164 人、59.0%）が最も多く、割合は全国の２倍。次いで多い「サービス業」（3,499 人、20.3%）と合わせて全体の８割を占める。直近５年で増加数が最も多いのは「製造業」だが、構成比は減少。「サービス業」「学術研究、専門・技術サービス業」「卸売業、小売業」は数、構成比ともに増加。

・外国人労働者に占める派遣・請負事業所に就労している労働者の割合は 46.8%で、全国１位。割合が高いのは「サービス業」「学術研究、専門・技術サービス業」「分類不能の産業」「情報通信業」、労働者数が多いのは「製造業」「サービス業」。

（３）外国人労働者の属性

・国籍は「ブラジル」が最も多く、全国に比べて割合が突出して高い。直近５年で増加数、増加率ともに最も高いのは「ベトナム」。

・在留資格は「身分に基づく在留資格」が最も多く、割合は静岡県に次ぐ全国２位。直近５年の増加数が最も多いのは「身分に基づく在留資格」だが増加率は低い。増加率が高いのは「専門的・技術的分野の在留資格」「技能実習」。

・国籍ごとに、在留資格別の人数・構成比を比較すると、韓国、フィリピン、ブラジル、ペルーは「身分に基づく在留資格」が最も多く、中国やベトナム、インドネシアは「技能実習」が最も多い。

全国と同様に、滋賀県においても外国人雇用事業所ならびに外国人労働者の数は過去最高となった。滋賀県は従来、県内産業に占める製造業の割合が高く、またブラジルから日系人およびその家族が「定住者」や「日本人の配偶者等」などの在留資格（「身分に基づく在留資格」に含まれる）で多数居住している。これらの特徴は、外国人雇用における産業別や国籍、在留資格などの傾向として表れている。一方、近年の動きでは、人手不足による小売業やサービス業での外国人労働者の増加や、ベトナムからの技能実習生の増加などが顕著である。

以上

株式会社しがぎん経済文化センター
産業・市場調査部　長山真由美